



5 6 6 令和3年12月

NEWS



## NPO 法人 横浜発明振興会

### 今月の行事

#### 12月「ハマ発明教室」

と き 令和3年12月12日(日)

午後1時30分～4時30分

ところ セルテ 8階801及び9階901会議室

横浜市中区真砂町3-33

(JR関内駅北口 徒歩1分)

第一部：創立60周年記念式典(8階801)

来賓挨拶、永年会員・功労者表彰、

記念講演「発明を楽しもう」

発明学会会長 中本繁実氏

第二部：祝賀懇親会(9階901)

※マスク着用、入室時の検温、手指消毒等、新型コロナウイルス感染防止にご協力願います。

#### 1月のハマ発明教室 予告

と き 令和4年1月9日(日)

午後1時30分～4時30分

ところ セルテ 9階会議室

横浜市中区真砂町3-33(JR関内駅前)

第一部 作品発表とディスカッション

第二部 新年会

※新型コロナウイルスの感染状況によっては変更となる場合があります。

### “欲しい特許データ”提供

#### 来年 出願状況リストで表示

特許庁は2022年1月から出願特許の経過情報や登録情報など利用者が欲しい特許情報だけを選択し提供するサービスを始める。利用企業が同庁の特許情報から必要なデータだけを収集し、自社で出願中の複数の特許状況をリストで表示するなど使いやすい形に処理できる。膨大で利用しにくいと言われる特許情報データの利便性を向上させる。出願特許の管理や書類作成、特許分析などの活用を想定する。

新サービスを利用するには利用企業で専用アプリケーション(応用ソフト)を開発する必要がある。同庁がAPI(応用プログラムインターフェース)を提供する。そのアプリから同庁に欲しい特許情報データを要求する。

特許情報は特許経過情報や特許拒絶理由などの12種類の項目に分類。利用者はアプリで、選択項目が載った複数の特許情報をテキストデータで自動収集し、欲しいデータだけをそろえた専用のデータベースを構築できる。他者の複数の特許を登録すれば、その特許情報の更新状況を把握し自社の特許戦略に生かすといった使い方も可能。同庁に出願された特許が対象。電子出願の受け付けを始めた03年7月以降の情報を提供する。

国内外の法人や個人が無料で利用できる。利用には同庁への登録が必要。申込書類は同庁のホームページからダウンロードできる。

簡単なアプリを作れるプログラミングの知識が必要なため、IT部門を抱える企業やプログラミングが得意な個人などが対象となる。

これまで特許情報を得るには、工業所有権情報・研修館のデータベースにアクセスする方法がある。だが特許情報を1件ずつ閲覧し確認する作業が必要になる。一方、関連する特許データをテキストデータとして引き出し利用する方法があるが、特許情報が膨大でデータ容量が大きく取り扱いが難しいなどの課題があった。

(日刊工業新聞11月8日)

## 第 631 回ハマ発明教室(日曜発明教室)報告

11月14日(日)にセルテ9階901会議室にて、リアル&ZOOMでハイブリッド開催しました。

出席者:16名(内ZOOM参加2名)

### ○第一部 作品発表

(作品名) (発表者)

- 1) 消しゴムの消しカス クリーナー 加藤 吉郎氏
- 2) ポリ袋吊り下げ用補助具 大庭 實氏
- 3) 飲食用のマスク・ストップ 清水 悦子氏

○投票数 16票の結果、次の方に賞が決まりました。

『最優秀賞』8票

- 2) ポリ袋吊り下げ用補助具 大庭 實氏



従来、多用してきた「とって」付きのレジ袋の場合は、「とって」をフックなどにぶら下げれば、開口部から簡単に資源ゴミを投入することができたが、「とって」のないゴミ袋(通常、「とって」付きよりも廉価に購入できる)を吊り下げて利用しようとする、ゴミ袋の開口部に結び目を作りフックに掛けるか、ゴミ袋を直接フックに突き刺すか、或いはダブルクリップなどで挟みとめる方策しかない。しかし、これらの方法では、ポリ袋の切断破損や脱落が発生しやすく簡便さに欠ける問題が避けられない。このような状況を改善する目的で、ゴミ袋を簡単に吊り下げることができる補助具を開発したものの。

『奨励賞』

- 3) 飲食用のマスク・ストップ 清水 悦子氏

○飲食をする時にマスクを外しますが、その置場に困ります。

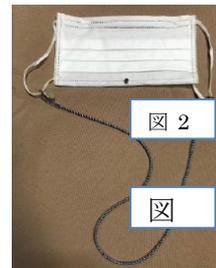


図1 マスク用のストラップを使って首から下げると便利です。

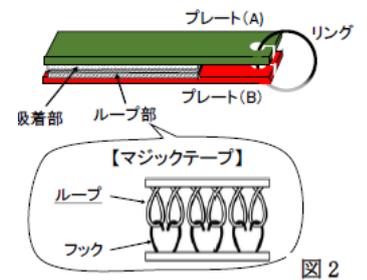
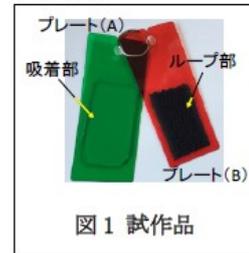
図2 マスクの上部に針金があるので、下部に磁石をつけておきます。

図3 半分に折りたためます。

図4 磁石がつかない針金の場合、針金のある場所に磁石がつく金具を装着します。

- 1) 消しゴムの消しカス クリーナー 加藤 吉郎氏

#### ●具体例



○目的: 消しゴムの消しカスを拡散させず効率よく回収し、その後消しカス廃棄処理のできる簡便なクリーナーを実現することを目的とする。

○構造: 上記の図1は、全体図を示す。

構成: 上記の図2において、本提案の構成を以下①～③に示す。

- ①プレート(A)に吸着シートを貼り付ける。
- ②プレート(B)にループシートを貼り付ける。
- ③プレート(A)とプレート(B)をリングで結合する。(リングから各プレートの分離可能)

○効果: 本構造を採用することで生じる効果を以下に挙げる。

- ①紙面上の消しカスに吸着シートを当てるだけで、消しカスを確実に集められる。
- ②吸着シートに付着した細かい消しカスやほこり等は、濡れティッシュや水洗い等で落とせる。
- ③安価な消しカス・クリーナーを提供できる。

## 第二部 研究会

司会 桑井 旭氏

まず、今回の研究会で2テーマの講演を行うことを提案された桑井氏（元理事）より本講演に先立ち、実施の動機などについての前置きをして頂き、司会もお願いして始めました。



### ①「改正意匠法について」

講師 齋木隆士氏

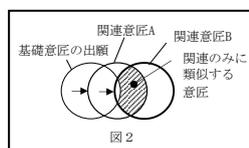
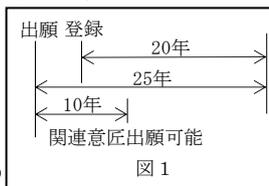
意匠法が、平成10年、18年、令和元年と3回にわたって大きい変更があり、以下に詳しい説明をして頂いた。



●平成10年：意匠がデザイン保護に変わる流れで内容が変わっていった。例えば、「部分意匠の制度」、そして「類似意匠」が「関連意匠」になり、同じ日に同じ人が申請しないと受け付けてくれなくなった。さらに、「組物（くみもの）意匠」が加わり、通産省令で認められた組物、例えばオーディオ等はセットで意匠が出せるようになった。

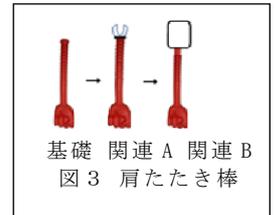
●平成18年：「意匠の権利期間」が15年から20年に変わった。また「画像デザイン」が新たに加わり、ディスプレイに表示されるもの等が保護されるようになった。しかし、物品（オーディオ等）にひも付けた画像でないと受け付けてくれなかった。

●令和元年：通産省がデザイン経営宣言を出し、ブランドやイノベーションで国内企業を発展させるために、GAFAのようにとくに新しい技術がなくてもブランドやイノベーションで儲ける仕事を作れるようにとの意図で「意匠法の大幅変更」があった。この背景に、スマホデザイン訴訟がある。アップルが「iphone」でサムソンに勝訴し、サムソンがアップルに支払った賠償額で意匠での受取額が特許での受取額の10倍も大きかった。これを踏まえて通産省が動き出し意匠法が見直されて、その結果、意匠が注目されるようになった。図1に示すように、「権利期間」が出願から25年に変わった。理由としては、特許が拒絶されて取得できない場合に3か月以内なら意匠に変えることができ出願日が遡るためである。また、「関連意匠出願」も10年鑑可能なシステム(制度)になった。さらに、図2に示すが基本意匠の出願の後、関連意匠Aと関連意匠B等の出願を芋ずる式(→)にマイナスチェンジして意匠出願できるようになった。ここで



画期的なことは、関連意匠のみに「類似意匠」も取れるようになったことである。どのような制度かを図3の「肩たたきの棒」で説明すると棒の他端につかむ物をつけた関連意匠Aを考え、さらに関連意匠Aのつかむ物を入れ物につけ変えた関連意匠Bを考えたものを出願できる。

そこで留意すべきことは、出願の流れで捉えて行くため基礎意匠を消滅させてしまうとその後の関連意匠が拒絶される恐れがある。



それは類似意匠の範囲であるため審査官の判断にもよるが基本的に最初の基礎の意匠が公知になると後続する関連意匠も拒絶されることになる。つまり、基礎意匠を活かした上で関連意匠を続けて出願し、ある程度の商品群でブランド化させる制度である。もし基礎意匠に年金を払わず殺してしまい以後、総合的判断をする場合は弁理士に相談するなどして考えて進める必要がある。

今まで「間接侵害の保護」によって商品として税関で差し止めができたが、その構成部品がバラバラになって送られてくると税関では差し止めができなかった。今回それが部品単位でも構成要素として重要であれば税関で差し止めができるようになった。

「画像デザイン」については、以前商品にひも付きであったが今回単独になり、例えば路面に投影するとか壁に投影するとかしたものや案内表示等も意匠として権利が取れるようになった。

「空間デザイン」では、例えば建物や部屋の内装などの不動産は今まで意匠が取れなかったが今回意匠が取れるようになった。また、スマホにおいても操作画面を単独で一枚だけ書いて意匠登録ができるようになり、その結果、便利なアイデアがあればとくに技術がなくても今までと構成と違えば意匠登録ができるようになった。例えば、アイコンでもよい。空間デザインと合わせて家とコントローラ等で販売用パッケージを入れて可愛いギフト商品ができた場合でも今まで161意匠条件があったが、今後はそれがなくなり意匠が取れる。例えば、ハンカチで折り鶴にした物も販売形態などを含め意匠が取れる。したがって、複合の物等が意匠として登録できて意匠の自由度が増し、大切になってきた。

## ②「特許の拒絶理由通知時の対処について」

進行 小林芳人氏

審判請求すると通常、8割から9割は拒絶理由書が送られてくる。それをどうやってはねのけるのかを今まで経験された方から、その体験談を披露して頂いて、みんな



で勉強し合うことにした。今回は、大庭氏、伊藤氏、丸山氏の3名から体験談や苦労話などを交えて以下の話を伺った。

●大庭實氏：2件のお話があった。

①「鼻毛そりのカミソリ」では、2枚刃のカミソリをホルダーにつけて回転させるものであるが、拒絶理由通知書に添えられたドイツの引用文献に類似したものは出願時に検索できなかった。意見書を2回書いて提出したが最終的に断念した。反省材料として課題の設定をしっかりすべきであったことが挙げられる。



②「段ボール箱や牛乳パックのカッター」では、拒絶理由通知書の引用文献によって容易に想定できるとの判断が出された。本願の円形カッターが引用文献に記載の三角形カッターに抵触するとみなされ拒絶された。何度か意見書を書いて提出し、最終的に断念せざるを得なかった。しかし、少しでも挽回するため2枚刃の取付方法について部分意匠を出し登録させることができた。

補足として、発明協会を訪問した際、審査請求をするタイミングに関して大変参考となる意見を伺い、それを判断の拠り所にして今後は将来商品化などで芽が出たところでトラブルなどが生じたときに審査請求をすることにした。

●伊藤昇氏：特許登録は4件あるが、それらのすべて最初の出願のまま通ったものはなく、すべてのものに拒絶理由通知書が送られてきた。また、1件意見を出しているが、まだ特許庁からの返答はない。登録前に拒絶された回数で一番多かったのは3回である。内容的には29条の適用が多かった。



ただし、「両面テープ剥がし具」では、36条の適用で拒絶された。これは請求項に係る発明が詳細説明の範囲を超えていたためであり、その対処として請求項を変更し解決を図った。拒絶理由通知書の対処で言え

ることは、拒絶理由通知書をよく読み、引用文献についても徹底的に読み理解することが第一である。また、当局に対して粘り強く対応する必要がある。そこで、特許庁のJ-PlatPatで特許文献を検索して経過情報照会に拒絶理由通知書や意見書が掲載されていて中味が参考になる。

●丸山二三子氏：これまでに2件の拒絶通知を受けたが、拒絶理由通知書に対応するために弁理士に協力を依頼して解決を図り登録にこぎつけました。ただし、それには相当な費用を捻出しています。



最後に、小林芳人氏から自らの体験談や元 IPCC 特任調査員の経験や知識などにもとづいて拒絶理由通知書の対処のしかたなどについてお話を頂いた。体験談では、初めて審査請求をした時は弁理士に意見書の作成を依頼しました。費用は1時間2万円で2時間で書いてもらいました。拒絶理由通知書の対処のしかたは、①まず、「動機付け」に当てはまっているかどうか探ること。「動機付け」に関しては、先月（10月度）の発明研究会で講義した内容をもう一度見てほしい。②次に、審査官が拒絶した理由の穴を見つけて、それを避けた表現で補正し適切な内容に改めること。

J-platpat に情報が入っているのでそれらを活用して拒絶をはねのけること。通常、7割方はねのけられて特許査定されているので、うまくいくぐる手立てを考えること。例えば、請求項が広すぎると拒絶されることがよくあり、請求項2、3に問題なければ請求項1と2をくっつけて請求範囲を狭くするなどの方法もある。また、特許査定されたものを参考にしてまねする手もある。今後も拒絶理由通知書の経験者から体験談を聞かせて頂く機会を何回か設けたいとのことでした。

### 事務局だより

今年も早12月。新型コロナウイルスの影響で発明教室はオンライン開催が続きましたが、10月からはリアルで行い、今月、創立60周年記念式典開催の運びとなりました。

来年はコロナも収まって、当会が創立70周年、80周年に向かって発展していくすばらしい年になることを祈っております。